

(証券コード6303)

2019年6月11日

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号

(本社事務所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号)

株式会社 ササクラ

取締役社長 笹 倉 敏 彦

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号
株式会社ササクラ 本社2階 第6会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sasakura.co.jp>) に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期という）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に設備投資が持ち直し、人手不足を背景としたコスト増要因はあるものの緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱問題、中国の経済減速、中東・北朝鮮の地政学的リスク等により、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは顧客満足度の向上を経営方針として掲げ、新たな価値の創出にチャレンジして、お客様に感動を提供する企業を目指してまいりました。その結果当期における受注高は、131億57百万円（前期比5.9%増）となり、売上高はサウジアラビア向け海水淡水化プラントの売上を137億45百万円計上したことにより253億7百万円（同136.3%増）、受注残高は104億75百万円（同54.2%減）となりました。

損益面につきましては、当社グループの営業利益は8億62百万円（前期は3億12百万円の損失）となりました。経常利益は7億57百万円（同3億円の損失）、投資有価証券売却益8億98百万円を特別利益に計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は13億6百万円（同4億89百万円の損失）となりました。

各事業の状況につきましては、次のとおりであります。

【船舶用機器事業】世界の新造船受注量は最悪期を脱し、当期における受注高は23億57百万円（前期比10.6%増）と増加したものの、まだ受注の本格回復の兆しはみられず厳しい状況が続いています。売上高は23億60百万円（同5.2%増）となり、営業利益は2億52百万円（同0.6%増）、受注残高は12億2百万円（同0.1%減）となりました。

【陸上用機器事業】都市ごみ焼却プラント向け空冷式熱交換器の需要は依然堅調に推移しつつも、受注高は前期の水準に届かず32億91百万円（同11.8%減）となりました。一方、受注残に支えられて売上高は28億19百万円（同18.2%増）と増加し、営業利益は2億31百万円（同127.7%増）、受注残高は45億94百万円（同11.4%増）となりました。

【水処理装置事業】自動車ならびに電子関連工場向け蒸発濃縮装置の受注が好調であったことから、受注高は43億70百万円（同12.4%増）となり、売上高はサウジアラビア向け海水淡水化プラントの売上計上により171億65百万円（同418.4%増）となりました。工事の長期中断を主因としたコスト増加や為替の影響を理由に過年度において積み立てていた同海水淡水化プラントの受注損失引当金を取崩したこと、および為替が円安に振れたことにより、当該プラントの当期損益として1億57百万円の利益を計上した結果、営業利益は2億88百万円（前期は9億48百万円の損失）、受注残高は31億2百万円（前期比80.8%減）となりました。

【消音冷熱装置事業】首都圏向け騒音防止装置の受注が好調であったことから、受注高は31億21百万円（同17.3%増）となり、売上高は29億45百万円（同6.9%増）となりましたが、放射空調機器等の受注損失引当金の計上により営業利益は78百万円（同71.4%減）にとどまり、受注残高は15億76百万円（同12.6%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は1億円（リース資産除く）で、その主な内容は、既存設備の改修や更新等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米中の貿易摩擦の影響や、東アジアや中東地域における地政学的リスクなどから引き続き先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、本年4月にスタートした中期経営計画の企業目標である「業務の改革をもって生産性を向上させ、お客様の期待に応える企業」を目指し、品質の向上、自動化設備の導入による生産能力・生産体制の強化を図り、顧客満足度の向上とさらなる採算性の向上に努めてまいります。

船舶用機器については、アフターサービス体制を一層強化し顧客満足度の向上を図るとともに、新型の船舶用造水装置の拡販を進めてまいります。陸上用機器においては、引き続き堅調な需要が見込める都市ごみ焼却プラント市場向け空冷式熱交換器について、自動化設備の導入によって生産能力を向上させ、コスト競争力の強化、採算性向上を目指します。水処理装置については、中国上海市に設立した現地法人の体制を強化して、受注の拡大とアフターサービスの強化に努めてまいります。消音冷熱装置については、高水準で推移する首都圏ビル空調市場向け消音装置の拡販と採算性向上について注力するとともに、騒音防止事業の分社化に向けて準備作業を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	期 別	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		第69期	第70期	第71期	第72期 (当期)
受 注	高	9,958	9,542	12,426	13,157
売 上	高	12,932	10,233	10,709	25,307
親会社株主に帰属する 当期純利益		34	△1,013	△489	1,306
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		10円98銭	△323円90銭	△157円33銭	426円30銭
総 資 産		26,937	27,166	29,272	31,733
純 資 産		22,496	21,796	20,999	21,117

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2017年度第71期の総資産については当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 笹倉サービスセンター	250百万円	100.0%	船舶用海水淡水化装置などの製造販売
株式会社 ササクラ・アルク・エーイー	80百万円	100.0%	空調設備用消音装置の設計、製造、販売、施工
株式会社 ササクラ・エーイー	20百万円	100.0%	騒音防止装置の設計および販売
P. T. SASAKURA INDONESIA	25,337百万 インドネシアルピア	88.0%	海水淡水化装置、熱交換器、タンクなどの製造販売
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	2百万 サウジアラビアリアル	85.1%	海水淡水化装置の施工、機能回復・延命工事の施工
台湾笹倉貿易股份有限公司	40百万台湾ドル	90.0%	蒸発濃縮装置、船舶用機器などの販売
上海ササクラ環保科技有限公司	8百万人民元	100.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売

(注) 1. 株式会社ササクラ・エーイーは2018年10月に設立しております。

2. 上海ササクラ環保科技有限公司は、2018年4月に設立しております。

3. 上海ササクラ環保科技有限公司の株式は、台湾笹倉貿易股份有限公司を通じての間接所有となっております。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

下記製品の製造および販売等を主要な事業内容としています。

部 門 \ 区 分	区 分	主要な製品および事業
船 舶 用 機 器	船 舶 用 機 器	船舶用海水淡水化装置、熱交換器、汚水処理装置、油水分離器、LNG船用超低温バタフライ弁等
	陸 上 用 機 器	空冷式熱交換器、超低温バタフライ弁、ヒートパイプ式冷却ロール等
水 処 理 装 置	蒸発濃縮装置、陸上用海水淡水化装置、逆浸透水処理装置等	
消 音 冷 熱 装 置	騒音防止装置、放射空調システム等	
そ の 他	駐車場経営等	

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号 (登記上の本店所在地 大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号)
東 京 支 社	東京都中央区
竹 島 工 場	大阪市西淀川区
歌 島 工 場	大阪市西淀川区
小 野 田 工 場	山口県山陽小野田市
バ ー レ ー ン 支 店	バーレーン王国

② 子 会 社

名 称	所 在 地
株式会社 笹倉サービスセンター	大阪市西淀川区
株式会社 ササクラ・アルク・エーイー	東京都千代田区
株式会社 ササクラ・エーイー	東京都中央区
P. T. SASAKURA INDONESIA	インドネシア共和国
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	サウジアラビア王国
台湾 笹倉貿易股份有限公司	台湾
上海ササクラ環保科技有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
481名	13名減

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	US\$33,500,000.00

(注) 当社においては、グループ会社の運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結しております。

当期末における限度貸付契約に係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

借入限度額 US\$37,000,000.00

借入実行額 US\$33,500,000.00

借入未実行残高 US\$ 3,500,000.00

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,531,400株
 (2) 発行済株式の総数 3,113,800株
 （うち、自己株式の数 48,839株）
 (3) 株主数 1,078名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 笹 興	1,319	43.05
株 式 会 社 エ ス ケ イ 産 業	160	5.22
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	153	4.99
笹 倉 敏 彦	150	4.92
笹 倉 由 紀 子	127	4.17
上 田 聖 子	69	2.27
山 本 知 宏	39	1.27
サ サ ク ラ 従 業 員 持 株 会	37	1.21
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	35	1.17
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	33	1.10

- (注)1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 上記表中の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹 倉 敏 彦		株式会社笹興 代表取締役社長 株式会社エスケイ産業 代表取締役社長 P. T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台湾篠倉貿易股份有限公司 董事長 上海ササクラ環保科技有限公司 董事
代表取締役副社長	吉 居 泰 敏		株式会社ササクラ・アルク・エーイー 監査役 株式会社ササクラ・エーイー 代表取締役社長
専 務 取 締 役	笹 倉 慎 太 郎	総務部管掌 機器事業部管掌	株式会社笹興 取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 取締役 株式会社エスケイ産業 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役 台湾篠倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ環保科技有限公司 監事
常 務 取 締 役	平 野 悟	水処理事業部管掌 研究開発部管掌	
常 務 取 締 役	塩 見 裕	機器事業部管掌 東京支社長	株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役
取 締 役	藤 澤 武 史		関西学院大学商学部 教授
常 勤 監 査 役	宮 下 博 之		
監 査 役	川 村 真 文		弁護士 シンブラル法律事務所 代表
監 査 役	山 田 和 民		公認会計士、税理士 山田和民公認会計士税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役藤澤武史氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役川村真文氏および山田和民氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役山田和民氏は、公認会計士ならびに税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役および各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	101百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (7百万円)
合 計	9名	120百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、本総会にて決議予定の役員賞与12,000千円(取締役分10,000千円(うち社外取締役分400千円)、監査役分2,000千円)を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 藤澤武史

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西学院大学商学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の取締役会の全てに出席し、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

② 監査役 川村真文

1) 重要な兼職先と当社との関係

シンプラー法律事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の取締役会のうち全てに出席し、主に法務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した7回の監査役会のうち全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

③ 監査役 山田和民

1) 重要な兼職先と当社との関係

山田和民公認会計士税理士事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した8回の取締役会の全てに出席し、主に税務または財務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した7回の監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一円
合計	20百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく会計監査人としての監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、公認会計士法および監査基準に照らして会計監査人に適格性または信頼性等において問題があると判断したときは、監査役の過半数をもって会計監査人を再任せず、他の適切な会計監査人候補者を選定し、その選任および不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金30百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員（執行役員を含む。以下同様。）および使用人に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、「危機管理マニュアル」に基づいて適切に対応することになっています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度、業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役および執行役員の職務権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、執行役員はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また定例取締役会において、必要に応じて執行役員に進捗状況を報告させ、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。

- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役、執行役員および使用人を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。
- ① **子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項について、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。
- ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。
- ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。
- ④ **子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制**
子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役は職務を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けません。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法（報告者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および使用人が、他の役員または使用人のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、速やかに当社に設置された内部統制委員会に内部通報し、当社の内部統制委員会は必要に応じて当社の監査役に報告するものとしています。

③ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および使用人、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対しても不利益な取扱いをしてはならないものと定めています。

(8) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要なと認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。

(9) その他当社の監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役職務の執行について

当事業年度において取締役会を8回開催し、法令規則の改正や社会情勢などを勘案し、必要に応じて職務決裁権限規程ほか関連規程の制定または改定を行っております。また、取締役が法令の遵守、定款ならびに経営理念に添って行動するよう徹底しております。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会に定めた監査計画に基づき、監査を実施しており、各監査役と取締役との面談を年2回実施しております。また、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。なお、当事業年度において監査役会を7回開催しており、監査役が職務執行上において必要な費用は、会社が負担しております。

③ 内部監査の実施について

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施し、取締役社長に報告書を提出しております。

④ 財務報告に係る内部統制について

監査室は、監査計画に基づき、内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会および監査役会に報告しております。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。

対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局、地域の企業防衛対策協議会や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底を図ることで、社会正義の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,552	流 動 負 債	5,281
現金及び預金	3,651	支払手形及び買掛金	3,139
受取手形及び売掛金	20,088	リース債務	30
有価証券	100	未払費用	178
製品	2	未払法人税等	259
仕掛品	1,733	前受金	303
原材料及び貯蔵品	524	賞与引当金	323
前払費用	244	役員賞与引当金	14
その他	67	工事補償等引当金	288
貸倒引当金	147	受注損失引当金	135
	△6	その他	607
固 定 資 産	5,180	固 定 負 債	5,334
有 形 固 定 資 産	3,234	長期借入金	3,718
建物及び構築物	1,158	リース債務	117
機械装置及び運搬具	237	退職給付に係る負債	1,379
工具、器具及び備品	20	役員退職慰労引当金	12
土地	1,736	長期未払金	107
リース資産	79		
建設仮勘定	1	負 債 合 計	10,615
無 形 固 定 資 産	84	純 資 産 の 部	
リース資産	67	株 主 資 本	20,678
その他	10	資本金	2,220
	6	資本剰余金	1,455
投資その他の資産	1,861	利益剰余金	17,156
投資有価証券	1,563	自己株式	△153
長期前払費用	6	その他の包括利益累計額	380
繰延税金資産	228	その他有価証券評価差額金	406
その他	84	繰延ヘッジ損益	△1
貸倒引当金	△21	為替換算調整勘定	△32
		退職給付に係る調整累計額	8
		非支配株主持分	58
		純 資 産 合 計	21,117
資 産 合 計	31,733	負 債 純 資 産 合 計	31,733

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		25,307
売上原価		21,112
売上総利益		4,194
販売費及び一般管理費		3,331
営業利益		862
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	69	
受取保険金	20	
その他の	27	131
営業外費用		
支払利息	99	
為替差損	127	
その他	10	237
経常利益		757
特別利益		
投資有価証券売却益	898	
固定資産売却益	70	968
特別損失		
固定資産除却損	7	
災害による損失	16	23
税金等調整前当期純利益		1,701
法人税、住民税及び事業税	395	
法人税等調整額	20	416
当期純利益		1,285
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△21
親会社株主に帰属する当期純利益		1,306

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,220	1,455	15,960	△153	19,482
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△107		△107
親会社株主に帰属する当期純利益			1,306		1,306
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△3		△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,196	△0	1,196
当 期 末 残 高	2,220	1,455	17,156	△153	20,678

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,422	1	28	△2	1,450	66	20,999
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△107
親会社株主に帰属する当期純利益							1,306
自 己 株 式 の 取 得							△0
連 結 範 囲 の 変 動							△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,016	△3	△61	10	△1,070	△7	△1,077
当 期 変 動 額 合 計	△1,016	△3	△61	10	△1,070	△7	118
当 期 末 残 高	406	△1	△32	8	380	58	21,117

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

- ・株式会社笹倉サービスセンター
- ・株式会社サクラ・アルク・エーイー
- ・株式会社サクラ・エーイー
- ・P. T. SASAKURA INDONESIA
- ・SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
- ・台湾篠倉貿易股份有限公司
- ・上海サクラ环保科技有限公司

なお、当連結会計年度において、株式会社サクラ・エーイーおよび上海サクラ环保科技有限公司は新規設立のため、前連結会計年度まで非連結子会社であった台湾篠倉貿易股份有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
2. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権および債務

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1. 仕掛品 個別法
2. 原材料 先入先出法
3. 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

2. 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注製品について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法については、主に発生連結会計年度で一括償却しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
工事契約に係る収益および費用の計上基準
一部の連結子会社では、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産(帳簿価額)

(工場財団)

建物及び構築物	395百万円
土地	501百万円
計	896百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

- | | |
|-------------------|----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,756百万円 |
| 3. 受取手形裏書譲渡高 | 81百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 3,113,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2018年6月28日開催の第71期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	107百万円
・1株当たり配当額	35円
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催予定の第72期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	199百万円
・1株当たり配当額	65円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、各事業部門が取引先の状況を日常の営業活動のなかで常に把握分析し、与信管理表により取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、注意を要する取引先については、受注残等も考慮に入れて総債権額が与信限度額を超えないよう管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての預金や営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプションや先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	3,651	3,651	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,088	20,088	—
(3) 有価証券および投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	402	400	△1
② その他有価証券	1,248	1,248	—
資産 計	25,390	25,388	△1
(1) 支払手形及び買掛金	3,139	3,139	—
(2) 長期借入金	3,718	3,718	—
負債 計	6,858	6,858	—
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△1	△1	—
デリバティブ取引 計	△1	△1	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

先物為替予約取引であります。

時価の算定方法については、取引銀行から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 12百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,870円91銭
2. 1株当たり当期純利益	426円30銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,860	流 動 負 債	3,669
現金及び預金	1,727	支払手形	605
受取掛手形	869	買掛金	1,360
売掛金	14,582	リース債	30
仕掛品	1,265	未払費用	536
材料及び貯蔵品	328	未払費	98
前渡金	8	未払法人税等	191
前払費用	24	前受金	40
その他の金	60	預り金	52
貸倒引当金	△6	賞与引当金	285
		役員賞与引当金	12
		工事補償等引当金	256
		注損引当金	135
		その他の引当金	63
固 定 資 産	10,452	固 定 負 債	5,005
有 形 固 定 資 産	2,906	長期借入金	3,718
建物	1,063	リース債	116
構築物	61	退職給付引当金	1,063
機械及び装置	192	長期未払金	107
車両運搬具	1		
工具、器具及び備品	13	負 債 合 計	8,674
土地	1,492		
リース資産	79	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	0	株 主 資 本	20,233
無 形 固 定 資 産	73	資本金	2,220
ソフトウェア	1	資本剰余金	1,442
リース資産	67	資本準備金	1,442
電話加入権	4	利益剰余金	16,723
投資その他の資産	7,472	利益準備金	555
投資有価証券	1,260	その他の利益剰余金	16,168
関係会社株	1,786	研究開発積立金	200
関係会社長期貸付金	4,248	別途積立金	12,360
固定化営業債権	18	繰越利益剰余金	3,608
長期前払費用	6	自己株	△153
繰延税金資産	135	評価・換算差額等	404
その他の金	38	その他有価証券評価差額金	406
貸倒引当金	△20	繰延ヘッジ損益	△1
資 産 合 計	29,312	純 資 産 合 計	20,637
		負 債 純 資 産 合 計	29,312

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,519
売上原価		16,375
売上総利益		3,144
販売費及び一般管理費		2,457
営業利益		686
営業外収益		
受取利息	126	
受取配当金	91	
その他の	45	263
営業外費用		
支払利息	99	
為替差損	127	
その他の	5	233
経常利益		716
特別利益		
投資有価証券売却益	898	
固定資産売却益	69	967
特別損失		
固定資産除却損	7	
関係会社株式評価損	232	
災害による損失	16	256
税引前当期純利益		1,427
法人税、住民税及び事業税	270	
法人税等調整額	26	296
当期純利益		1,130

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,220	1,442	1,442
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,220	1,442	1,442

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		研 究 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	555	200	12,360	2,585	15,700	△153	19,210
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△107	△107		△107
当 期 純 利 益				1,130	1,130		1,130
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	1,023	1,023	△0	1,022
当 期 末 残 高	555	200	12,360	3,608	16,723	△153	20,233

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,422	1	1,424	20,634
当期変動額				
剰余金の配当				△107
当期純利益				1,130
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,016	△3	△1,019	△1,019
当期変動額合計	△1,016	△3	△1,019	3
当期末残高	406	△1	404	20,637

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

個 別 注 記 表

重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権および債務の評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

① 仕掛品 個別法

② 原材料 先入先出法

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当事業年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注製品について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法については、発生事業年度で一括償却しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産(帳簿価額)

(工場財団)

建物及び構築物	395百万円
土地	501百万円
計	896百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

7,458百万円

3. 保証債務

下記の会社に係る金融機関からの与信枠に対して、次のとおり債務保証を行っております。

P. T. SASAKURA INDONESIA	7百万円
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	252百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	9,766百万円
短期金銭債務	142百万円
長期金銭債権	4,248百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	10,179百万円
仕入高	737百万円
販売費及び一般管理費	113百万円
営業取引以外の取引高	150百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	48,839株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払社会保険料	15百万円
未払事業税	24百万円
未払事業所税	1百万円
賞与引当金	88百万円
工事補償等引当金	79百万円
受注損失引当金	41百万円
売上原価否認	196百万円
退職給付引当金	329百万円
長期未払金	33百万円
貸倒引当金	7百万円
関係会社株式評価損	349百万円
その他の有価証券評価損	41百万円
その他	13百万円
評価性引当額	<u>△941百万円</u>
繰延税金資産の合計	<u>280百万円</u>

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△145百万円</u>
繰延税金負債の合計	<u>△145百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>135百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社

- ・ 種類
- ・ 会社等の名称
- ・ 資本金または出資金
- ・ 事業の内容

- ・ 議決権等の所有（被所有）割合
- ・ 関連当事者との関係

- ・ 取引の内容
- ・ 取引金額
- ・ 関係会社長期貸付金
- ・ 取引の内容
- ・ 取引金額
- ・ 未収利息
- ・ 取引条件および取引条件の決定方針等

子会社

P. T. SASAKURA INDONESIA

25,337百万インドネシアルピア

当社船舶用機器および水処理装置のうち海水淡水化プラントの一部製品の販売代理ならびに当社船舶用機器、陸上用機器および水処理装置の一部製品の外注加工を委託

所有 直接88.0%

当社の販売先および外注加工先

役員の兼任

資金の貸付

一百万円

530百万円（期末残高）

利息の受取

10百万円

2百万円

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

・種類	子会社
・会社等の名称	SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
・資本金または出資金	2百万サウジアラビアリアル
・事業の内容	陸上用海水淡水化装置の販売とメンテナンスサービス業務および既設陸上用海水淡水化装置のリハビリ（機能回復・延命）工事
・議決権等の所有（被所有）割合	所有 直接85.1%
・関連当事者との関係	当社の販売先
・取引の内容	当社製品の販売
・取引金額	9,522百万円
・売掛金	9,252百万円（期末残高）
・取引条件および取引条件の決定方針等	他社への販売と同様の一般的な取引条件で行っており、特別の条件等はありません。
・取引の内容	資金の貸付
・取引金額	2,124百万円
・関係会社長期貸付金	3,718百万円（期末残高）
・取引の内容	利息の受取
・取引金額	115百万円
・未収利息	1百万円（期末残高）
・取引条件および取引条件の決定方針等	市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
・取引の内容	債務保証
・取引金額	252百万円
・取引条件および取引条件の決定方針等	金融機関からの与信枠に対して保証したものです。なお、保証料は受領しておりません。

- ・種類 子会社
- ・会社等の名称 上海ササクラ環保科技有限公司
- ・資本金または出資金 8百万人民币元
- ・事業の内容 蒸発濃縮装置の販売およびメンテナンスサービス業務
- ・議決権等の所有（被所有）割合 所有 間接100.0%
- ・関連当事者との関係 当社の販売先
役員の兼任
- ・取引の内容 当社製品の販売
- ・取引金額 433百万円
- ・売掛金 430百万円（期末残高）
- ・取引条件および取引条件の決定方針等 他社への販売と同様の一般的な取引条件で行っており、特別の条件等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 6,733円48銭
2. 1株当たり当期純利益 368円82銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 池上 由香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ササクラの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ササクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 池上 由香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ササクラの2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社サクラ	監査役会
常勤監査役	宮 下 博 之 [Ⓞ]
社外監査役	川 村 真 文 [Ⓞ]
社外監査役	山 田 和 民 [Ⓞ]

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

(1) 資本準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

①減少する資本準備金の額

資本準備金1,442,574,589円のうち1,242,574,589円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を200,000,000円といたします。

②資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年8月9日

第2号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開、将来の研究開発投資、設備投資に備えて内部留保に努めながら、株主各位への配当は、将来にわたって安定配当を目指す方針であります。

上記方針に基づき当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき55円とし、これに2019年2月に迎えた当社創立70周年の記念配当1株につき10円を加え、合計65円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金65円 総額 199,222,465円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ささ くら とし ひこ 笹倉 敏彦 (1954年3月14日生)	1979年6月 当社入社 1985年5月 当社取締役 1987年6月 当社専務取締役 1995年6月 当社代表取締役副社長 1997年6月 当社代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社笹興 代表取締役社長 株式会社エスケイ産業 代表取締役社長 P. T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台湾笹倉貿易股份有限公司 董事長 上海ササクラ环保科技有限公司 董事	150,857株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社および海外グループ会社で長年にわたって経営に携わり、1997年からは当社の社長として業務を執行しており、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の構成員として、その経験を活かして当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			
2	よし い やす とし 吉居 泰敏 (1953年12月31日生)	1976年4月 当社入社 2008年4月 当社東京支社長 2009年6月 当社取締役東京支社長 2013年4月 当社取締役東京駐在 2013年6月 当社代表取締役専務 2015年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 監査役 株式会社ササクラ・エーイー 代表取締役社長	1,431株
<p>【取締役候補者とした理由】 製造間接部門の経験や主に関東地方での全ての製品の営業を統括する東京支社長の経験から当社のシステムを網羅的に熟知しているとともに、株式会社アルク環境エンジニアリング（現社名 株式会社ササクラ・アルク・エーイー）の子会社化や株式会社ササクラ・エーイーの設立に尽力し、騒音防止装置事業の収益力の強化に貢献しました。それらの経験を活かして当社の取締役会の意思決定機能の充実が図られると期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	さき くら しんたろう 笹倉 慎太郎 (1978年8月1日生)	2002年1月 当社入社 2011年7月 当社総務部長 2013年6月 当社取締役総務部長 2015年4月 当社取締役総務部管掌 2015年6月 当社専務取締役総務部管掌 兼機器事業部管掌 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社笹興 取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 取締役 株式会社エスケイ産業 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役 台湾笹倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ环保科技有限公司 監事	18,386株
		【取締役候補者とした理由】 海水淡水化装置の営業や総務部長を経験し、現在では総務部と機器事業部の管掌、子会社の取締役など当社グループの幅広い部門の責任者として経験と実績を有しております。それらの経験から当社の取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。	
4	しお み ゆたか 塩見 裕 (1957年3月1日生)	1981年4月 当社入社 2011年7月 当社機器事業部長 2013年6月 当社取締役機器事業部長 2017年4月 当社常務取締役機器事業部管掌 2017年11月 当社常務取締役機器事業部管掌 兼東京支社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役	1,313株
		【取締役候補者とした理由】 船舶用機器、陸上用機器および蒸発濃縮装置の技術者としての実績に加えて、2011年からは、機器事業部長を担い、現在は同事業部を管掌しております。技術者として数多くの経験と機器事業部の責任者としての経験を活かすことで、当社の取締役会の意思決定機能の推進が図られるため、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ふじ さわ たけ し 藤澤武史 (1958年3月23日生) 社外取締役候補者	1985年4月 広島経済大学経済学部経営学科専任講師 1988年4月 関西学院大学商学部専任講師 2001年4月 関西学院大学商学部教授 2002年3月 関西学院大学大学院商学研究科 博士号取得 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 関西学院大学商学部教授	0株
【社外取締役候補者とした理由】 大学の商学部教授および商学博士として、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験を有しております。そのような学術的見地と独立した立場から当社に対して、助言や提言を行い、取締役会の適正な意思決定機能や監督機能の強化に貢献してまいりました。その実績から、当社の取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。			
6	※ み やけ たか のり 三宅孝典 (1956年8月11日生) 社外取締役候補者	1984年4月 東洋曹達工業株式会社(現、東ソー株式会社)入社 2002年4月 関西大学工学部教授 2007年4月 関西大学環境都市工学部教授(改組) 現在に至る [重要な兼職の状況] 関西大学環境都市工学部教授	0株
【社外取締役候補者とした理由】 大学の環境都市工学部教授および工学博士として、また一般企業の研究員として勤務した経験から、技術的な分野における専門的な知識を有しております。そのような学術的見地から当社技術の維持向上のための助言・提言をいただくとともに、独立した立場で業務の執行を監視することで、当社の取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 藤澤武史氏および三宅孝典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 藤澤武史氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はございませんが、上記【社外取締役候補者とした理由】により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 三宅孝典氏は会社経営に直接関与された経験はございませんが、上記【社外取締役候補者とした理由】により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が原案どおりに選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
6. 藤澤武史氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
7. 当社は定款の定めに基づき、藤澤武史氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、三宅孝典氏が原案どおりに選任され就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 所有する当社株式の数については、2019年3月31日現在で表示しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役宮下博之氏ならびに山田和民氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	みや した ひろ ゆき 宮 下 博 之 (1952年12月25日生)	1975年4月 当社入社 2004年6月 P.T. SASAKURA INDONESIA取締役社長 2010年4月 当社品質保証部長 2015年6月 当社監査役 現在に至る	200株
	<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり品質保証部で、当社の品質の維持管理に努めてきたほか、当社インドネシア子会社で社長を経験するなど、経営の経験も有しております。これらの経験から、当社の業務の監査に関する十分な知見を有していると判断し、監査役候補者となりました。</p>		
2	やま だ かず たみ 山 田 和 民 (1955年3月4日生) 社外監査役候補者	1989年3月 公認会計士登録 1991年7月 山田和民公認会計士事務所設立(代表者) 現在に至る 1996年8月 税理士登録 1996年8月 山田和民税理士事務所設立(代表者) 現在に至る 2011年6月 当社社外監査役 現在に至る	328株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>公認会計士、税理士として、財務および会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、専門的見地から独立した立場で当社の監査に活かしていただくために、社外監査役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田和民氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田和民氏は社外監査役となること以外で会社経営に直接関与された経験はございませんが、上記【社外監査役候補者とした理由】により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 山田和民氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は定款の定めに基づき、宮下博之氏および山田和民氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 所有する当社株式の数については、2019年3月31日現在で表示しております。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額12,000千円（取締役分10,000千円（うち社外取締役分400千円）、監査役分2,000千円）を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額はその発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から35年間までの間で取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号
株式会社ササクラ 本社2階 第6会議室
電話（06）6473-2131



交通：JR東西線「加島駅」下車、竹島東口3イ出入口から徒歩約5分。

・JR新大阪駅・大阪駅からは、JR神戸線に乗り「尼崎駅」で乗換え

【お願い】

G20（金融・世界経済に関する首脳会合）大阪サミットの開催により大規模な交通規制等が予定されておりますので、公共交通機関をご利用のうえ、時間に余裕を持ってご来場賜りますようお願い申し上げます。

(株)ササクラ本社入口



JR東西線「加島駅」
(竹島東口3イ出入口)



竹島公園



(矢印方向に曲がってください。)



環境にやさしく……植物油インキを使用しております。